

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの策定について	企画政策課
2	株式会社ジェイコム小田原の株式売却について	広報広聴課
3	水防法の改正に伴う大規模工場等の範囲について	防災対策課
4	小田原市斎場の整備について	環境政策課
5	小田原市消防計画【概要版】	広域調整課
6	歳末火災特別警戒における出陣式実施計画	小田原消防署 消防課

平成27年12月2日

小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの策定について

1 前回（平成27年9月7日）総務常任委員会報告後の動き

- ・平成27年10月22日に第5回小田原市総合戦略有識者会議を開催
- ・平成27年10月29日に第4回小田原市地方創生推進会議を開催し、「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」及び「小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）」を正式に決定
- ・平成27年11月6日に外部へ公表

2 パブリックコメントの概要

平成27年9月14日から10月13日までの期間において市民意見の公募を実施。3名の方から23件の御意見を頂いた。結果は次のとおり。

- ・意見を踏まえ、政策等に反映したもの 8件
- ・意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの 0件
- ・今後の検討のために参考とするもの 8件
- ・その他（質問など） 7件

3 前回総務常任委員会報告時からの変更点

有識者会議や商工会議所提案、パブリックコメント等を受け、一部修正を行った。

- ・記載表現、方法及び文言の修正
- ・アウトカム（成果目標）及びKPI（重要業績評価指標）に係る数値設定
- ・人口ビジョンにおける数値設定

4 今後の展開

(1) 総合戦略に係るPDCA

総合戦略に係る実行性を担保するため、来年度以降、内部における事務事業評価等を活用するとともに、戦略の各基本目標に関連する外部の有識者による外部評価を踏まえて評価を行い、必要に応じ、小田原市地方創生推進会議にて戦略の見直しを行う。

(2) 後期基本計画との関係

総合戦略は、人口減少及び少子高齢化問題に特化した戦略としているが、本戦略は、平成29年度からスタートする後期基本計画にも反映されることとなる。

(3) 新型交付金の動向

現時点で地方創生に関する新型交付金の要綱等は発表されていないが、同交付金に係る国の平成28年度当初予算における概算要求規模は1,080億円であり、交付対象としては、先駆性のある取組などを想定しているとのこと。

小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(平成27年度～平成31年度)

小田原市

目次

1. はじめに	・・・	2
2. 基本方針		
(1) 人口に関する課題と本市が目指す方向性	・・・	3
(2) 小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	・・・	4
(3) 目標の設定と効果検証の仕組み	・・・	4
(4) 政策体系図	・・・	5
3. 政策パッケージ		
重点的な8つの取組	・・・	6
基本目標1 安定した雇用を創出する	・・・	8
基本目標2 魅力を発信し、人の流れをつくる	・・・	11
基本目標3 子どもを産み育てやすい環境をつくる	・・・	13
基本目標4 活力にあふれ、住み続けたいくなるまちをつくる	・・・	16

小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

目次

1	小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの位置付け	1
2	小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの対象期間	1
3	国の長期ビジョン	
	（1）長期ビジョンの趣旨	1
	（2）国による人口分析	2
4	小田原市の人口の現状分析	
	（1）総人口の推移	3
	（2）年齢3区分別人口の推移と将来推計	4
	（3）年齢（5歳区分）・男女別人口の推移	5
	（4）合計特殊出生率の推移	6
	（5）出生・死亡、転入・転出の推移	7
	（6）総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	8
	（7）年齢階級別の人口移動の状況	9
	（8）地域ブロック別の人口移動の状況	10
	（9）年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向（男女合算）	11
	（10）年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向（男女別）	12
	（11）従業・通学状況の動向	13
	（12）通勤通学圏と、小田原市の転入・転出の状況	15
5	小田原市の将来人口の推計	
	（1）将来人口の推計	16
	（2）人口の推移と将来推計	18
6	人口の現状分析を踏まえた将来の方向性	
	（1）人口の現状分析に係る考察と基本的な考え方	19
	（2）将来の方向性	19
	（3）人口の将来展望	20

株式会社ジェイコム小田原の株式売却について

1 売却の経緯

株式会社ジュピターテレコムの子会社である株式会社ジェイコムイーストが、来る平成28年4月1日に、株式会社ジェイコム小田原を吸収合併するため、株式会社ジュピターテレコムより、本市が保有する株式会社ジェイコム小田原の株式を、本市が取得した金額で買い取りたいとの申し出があったため、売却するものである。

2 売却の理由

- ・地域密着型メディアであるCATV事業の公共性の確保と地域情報交流基盤としての円滑な事業展開を促進するために市として出資してきたが、概ねこの目的が達成できたこと。
- ・株式会社ジェイコム小田原と株式会社ジェイコムイーストの合併後も、社名が変更になるだけで、市が委託している情報発信事業については継続して実施されること。

3 売却の内容

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 売払価格 | 53,000,000円 |
| (2) 売払株数 | 1,060株 |
| (3) 1株当たりの金額 | 50,000円 |
| (4) 売払先 | 株式会社ジュピターテレコム |

4 株式会社ジェイコム小田原の持ち株数及び比率

株式会社ジュピターテレコム	32,790株(96.86%)
小田原市	1,060株(3.14%)

5 市の出資状況

平成4年 6月19日	400株(20,000千円)を出資
平成7年 8月31日	400株(20,000千円)を出資
平成9年12月10日	260株(13,000千円)を出資

6 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 合併当事会社取締役会 | 平成28年1月下旬 |
| (2) 株式買い取り | 平成28年2月 |

7 各社の概要（参考）

（1）株式会社ジュピターテレコム

- ・所在地 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館
- ・代表者 代表取締役会長 佐々木 新一
代表取締役社長 牧 俊夫
- ・資本金 376億円
- ・株主 KDDI株式会社、住友商事株式会社

（2）株式会社ジェイコムイースト

- ・所在地 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館
- ・代表者 代表取締役社長 堀田 和志
- ・資本金 150億5,655万円
- ・株主 株式会社ジュピターテレコム

（3）株式会社ジェイコム小田原

- ・所在地 神奈川県小田原市板橋888
- ・代表者 代表取締役社長 山田 文雄
- ・資本金 16億9,250万円
- ・株主 株式会社ジュピターテレコム、小田原市
- ・沿革
 - 平成元年 9月 小田原ケーブルテレビ株式会社設立
 - 平成13年 9月 ジャパンケーブルネット（JCN）グループへグループ入り
 - 平成24年10月 株式会社JCN小田原に商号変更
 - 平成~~24~~²⁶年 4月 ジュピターテレコムグループへグループ入り
 - 平成26年 7月 株式会社ジェイコム小田原に商号変更

水防法の改正に伴う大規模工場等の範囲について

1 条例制定の背景

全国各地で豪雨災害が多発する中で、民間事業者等の多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図る必要性から、水防法が改正された。

これに伴い、洪水等の浸水想定区域内にある大規模な工場等で、浸水の防止等を図る必要があると認められるものについては、地域防災計画に定めることとなった。

大規模な工場等の範囲については、国土交通省令で定める基準を参酌し、市町村の条例で定めることとされた。

本市における大規模な工場等の用途及び規模の基準を定める条例を制定するにあたり、市民からの意見募集（パブリックコメント）を実施する。

2 国土交通省令で定める基準（参酌基準）

【水防法施行規則】

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第10条 法第15条第1項第4号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものであることとする。

3 対象事業者数

平成27年10月1日現在、本市において延べ面積1万平方メートル以上の「工場、作業場、倉庫」をもつ事業所は21社、うち洪水等の浸水想定区域内にある事業所は11社である。

4 スケジュール

平成27年	12月2日	総務常任委員会に報告
	12月15日～平成28年1月13日	パブリックコメントの実施
		該当事業者に対しパブリックコメントについて通知
平成28年	1月中旬	パブリックコメント結果の取りまとめ
	2月	平成28年市議会3月定例会に条例議案提出
		条例議案可決後に即日施行
	4月	対象事業者への説明会実施
	5月	市地域防災計画、市水防計画 改正

小田原市斎場の整備について

1 基本協定書の締結（締結日：平成27年10月21日）

新斎場の整備及び運営等に係る基本的な内容について、協議会を構成する南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の1市5町と締結した。（参考資料4-1参照）

2 PFI事業者募集に係る書類の公表

PFI事業者募集に係る次の書類について、(1)を平成27年10月22日に、(2)～(7)を平成27年10月23日に、それぞれ小田原市ホームページで公表した。

(1) 『特定事業（小田原市斎場整備運営事業）の選定について』

- PFI法に基づき、本事業をPFIで実施することについて示す資料

(2) 『小田原市斎場整備運営事業 募集要項』

- 事業の内容や、提案書の提出手続きに関する事項を記載した書類
- 主に、平成27年2月17日に公表した実施方針の内容で構成

(3) 『小田原市斎場整備運営事業 要求水準書』

- 設計及び施工、維持管理運営等に関する条件を定めた書類
- 案の段階で、平成27年2月17日に公表した資料をもとに作成

(4) 『小田原市斎場整備運営事業 事業者選定基準』

- 優先交渉権者の決定方法、評価項目、配点等を記載した書類

(5) 『小田原市斎場整備運営事業 様式集』

- 提案書に係る提出書類の様式

(6) 『小田原市斎場整備運営事業 基本協定書（案）』

- 事業者（優先交渉権者）と事業契約の締結を行うにあたり、事前に優先交渉権者の義務や市との協力等を確認するための協定

(7) 『小田原市斎場整備運営事業 事業契約書（案）』

- 最終的に、市と事業者との間で締結する契約書

※ (6)と(7)は、案の段階で公表。実際の内容は、選定された事業者と協議し、決定する。

3 募集要項等に関する説明会・現地見学会の開催（開催日：平成27年10月30日）

- (1) 説明会 出席：21社（48名）
小田原市民会館
- (2) 現地見学会 出席：25社（55名）
ア 小田原市斎場
イ 小田原市環境事業センター

4 募集要項等に関する質問及び質問への回答

- (1) 質問期間：平成27年10月23日～平成27年11月6日
- (2) 質問件数：272件
- (3) 企業内訳：設計3社、施工3社、火葬炉4社、施設管理5社、他2社
- (4) 回答
ア 参加表明及び参加資格審査申請関係の質問への回答：27件
平成27年11月13日 小田原市ホームページで公表
イ アを除く質問への回答：245件
平成27年11月27日 小田原市ホームページで公表

5 主な事業スケジュール（予定）

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

平成27年10月	特定事業の選定の公表（22日）
	募集要項等の公表（23日）
11月	事業者からの参加表明（20日まで）
平成28年1月	提案書類の提出
2月～3月	提案書審査
3月	優先交渉権者の決定
6月	事業契約の締結（議会の議決）

(2) 整備及び運営スケジュール

工程	平成28年			平成30年	平成31年												平成46年		
	6	7	8		11	12	1	2	3	4	5	10	11	12	1	2	3		
事業契約締結	●																		
設計・建設	●				●														
運営準備				~	●									~					
供用開始									◎										
維持管理運営									●									→	
現斎場稼働停止									●										
現斎場解体撤去	●																	→	

※ 実際の具体的な事業スケジュールはPFI事業者からの提案に基づき決定される。

参考資料4-1

現小田原市斎場に代わる新たな小田原市斎場に関する基本協定書

小田原市並びに南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町及び箱根町（以下「1市5町」という。）は、現小田原市斎場に代わる新たな小田原市斎場（以下「新斎場」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（新斎場の設置等）

第1条 小田原市は、新斎場を現小田原市斎場敷地（小田原市久野3664番地8）に設置するものとし、その所有権は、小田原市に帰属するものとする。

（新斎場の整備、維持管理及び運営）

第2条 新斎場の整備、維持管理及び運営は、小田原市が行うものとし、その実施は、小田原市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した民間事業者に委ねるものとする。

（費用負担）

第3条 小田原市及び1市5町は、本事業に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定による1市5町の負担金の額等は、小田原市及び1市5町の各市町の長が協議して定めるものとする。

（事務の委託）

第4条 小田原市長及び1市5町の各市町の長は、新斎場の供用の開始に合わせて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により1市5町が小田原市に対し火葬に関する事務を委託するために必要な協議に係る議案を各市町議会に提出するものとする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は新斎場に関し本協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、小田原市長及び1市5町の各市町の長が協議して定めるものとする。

平成27年10月21日

小田原市

小田原市長 加藤 憲一 ㊟

南足柄市

南足柄市長 加藤 修平 ㊟

大井町

大井町長 間宮 恒行 ㊟

松田町

松田町長 本山 博幸 ㊟

山北町

山北町長 湯川 裕司 ㊟

開成町

開成町長 府川 裕一 ㊟

箱根町

箱根町長 山口 昇士 ㊟

小田原市消防計画【概要版】

市町村消防計画は、消防組織法の規定に基づき、市町村の消防機関が災害に対処できるよう、組織と施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期することを主眼にして作成される計画である。小田原市では、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化に対応するため概ね3年ごとに改正することとしているが、消防の広域化による管轄区域の拡大に伴い、消防組織体制が大きく変化したことから、広域化後2年分の災害データ等の分析結果をもとに事業の見直しを行い消防計画の改正を実施したものである。

【経緯】

- ・平成25年4月 消防の広域化に伴い災害データ等の収集・分析を開始
- ・平成25年12月 消防本部に小田原市消防計画策定委員会及び同作業部会を設置
- ・平成26年5月 神奈川県西部広域消防運営協議会で事業確認（1市5町調整開始）
- ・平成26年10月 小田原市関係所管課と調整開始
- ・平成27年3月 小田原市消防本部消防力適正配置調査報告書作成
- ・平成27年5月 小田原市消防計画（素案）作成
- ・平成27年6月 総務常任委員会報告
- ・平成27年8月 小田原市消防計画（案）作成
- ・平成27年8月 市民意見の募集（パブリックコメント）
- ・平成27年10月 神奈川県西部広域消防運営協議会で確認
- ・平成27年11月 小田原市消防計画策定（改正）

第1章 基本方針

1 目的

効果的で効率的な消防力の整備を行うため、実際に即した「実効性の高い計画」の策定と推進を図る。

2 位置付け

「小田原市総合計画（以下、「総合計画」という。）」を上位計画として、小田原市と受託市町（1市5町）の「地域防災計画」、「消防力の整備指針（消防庁）」と「市町村消防計画の基準（消防庁）」などと整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹をなす計画になる。

3 計画期間

平成28年度から平成34年度まで

※総合計画の後期基本計画期間（平成29年度～平成34年度）までと整合

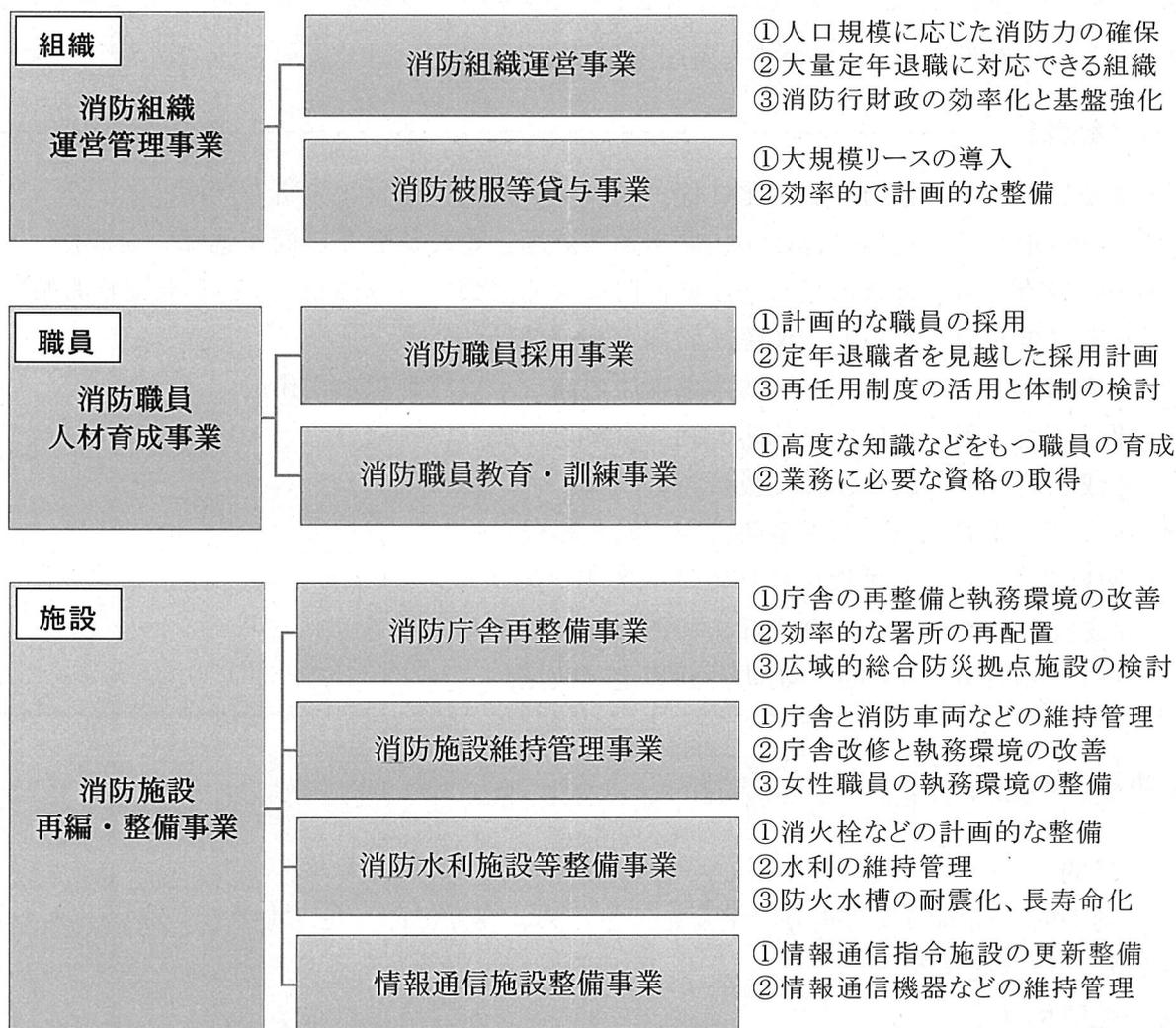
4 基本方針

総合計画に示された「目指す姿」と「基本方針」を踏まえつつ、消防の課題に対する具体的な解決策と消防の目指すべき将来像の実現に向けた取り組みなど、一定の目標を示す。

第2章 基本計画

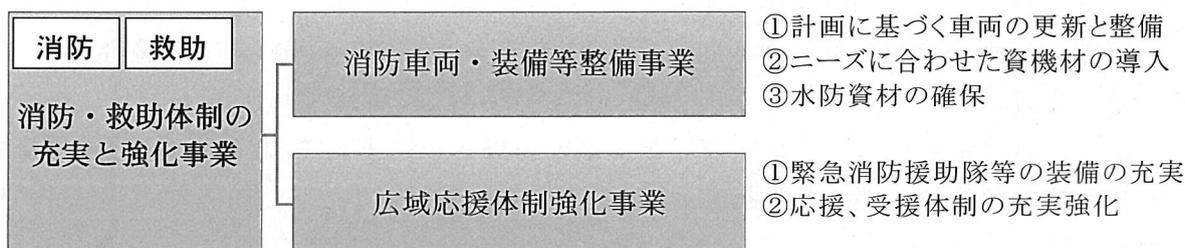
1 消防組織体制の強化

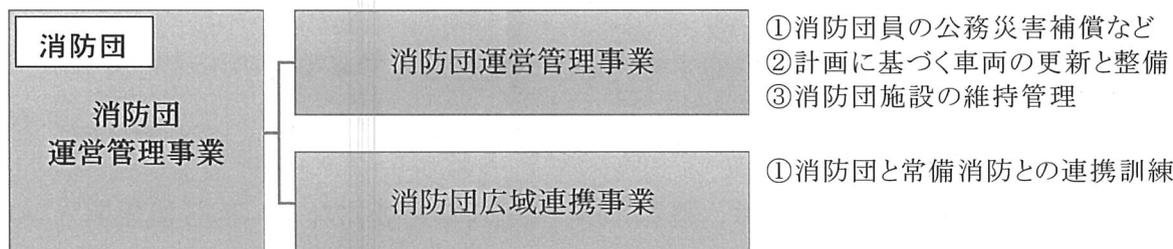
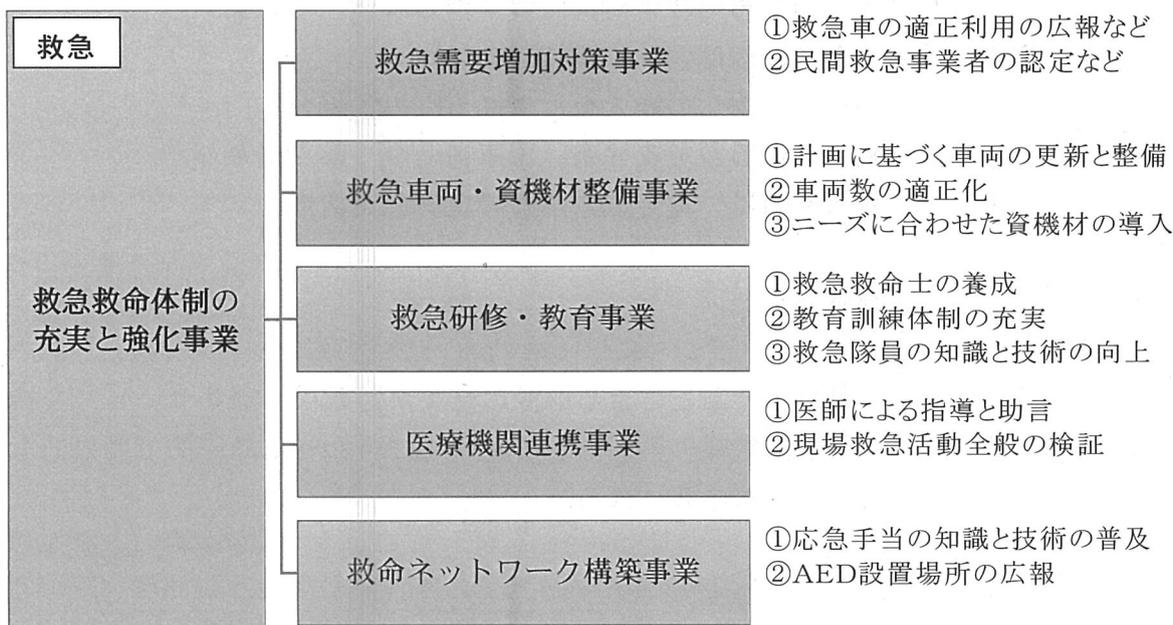
市街地の拡大及び発展や住民ニーズの多様化などに合わせて、災害形態は複雑多様化、大規模化してきている。組織力の強化や職員の能力向上を図ることで、都市型災害や大規模自然災害など、日々変化する環境への確に対応していく。



2 災害対応力の充実と強化

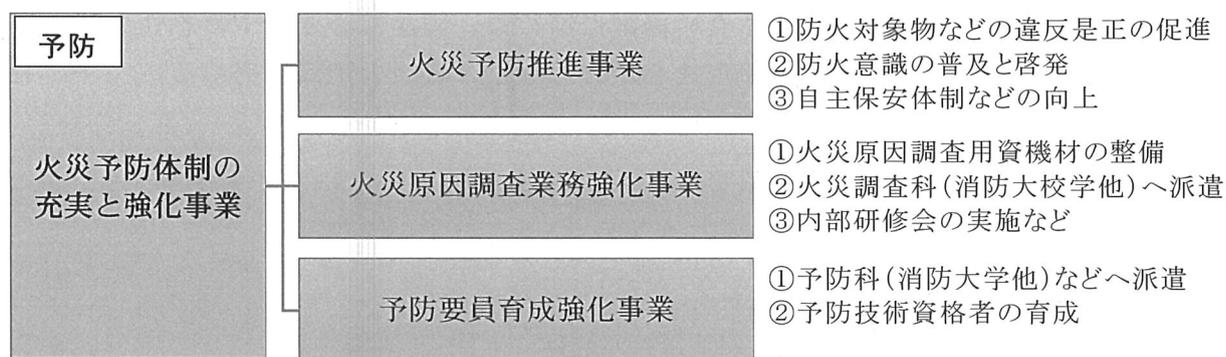
消防の広域化により管轄区域が拡大し、災害の複雑化と多様化、救急需要の大幅な増加などへの対応が必要とされている。人員を効率的に配置して車両や資機材を効果的に運用することで、消防需要に合わせた消防力を整備していく。





3 火災予防の推進

科学技術の進歩による産業の高度化、社会情勢の複雑化や多様化などにより、予防要員に必要とされる知識や技量も高度化している。予防要員の知識や技量の高度化を図ることで、予防業務が効率的で効果的に遂行できる体制を構築していく。



第3章 財政計画

1 消防財政の現状と課題

(1) 消防費の構成

- ・広域消防事業特別会計：管轄する2市5町に係る消防費

- ・小田原市一般会計：小田原市の非常備消防費や消防水利、水防費

(2) 消防運営にかかる財源（広域消防事業特別会計）

- ・主には、小田原市一般会計からの繰入金と受託市町の負担金
- ・その他は、高速道路にかかる救急支弁金、国庫補助金や県支出金など
- ・庁舎や車両などに係る費用は、地方債による特定財源を活用

2 消防財政の今後の見通し

(1) 今後の方向性

人口減少社会や高齢化社会などによる財源の減少が進む中、消防サービスを持続的に提供するには、消防組織の再編などで身の丈に合わせた効率的で効果的な組織作りを進めていくことが必要になる。

(2) 財政見通し

ア 人件費（消防費の約80%）

人事院勧告による地域手当の引き上げが影響する可能性がある。

イ 消防庁舎の再整備

老朽化した消防庁舎を整備する。署所の統合などで事業費の削減を図るが、用地取得には費用が必要になる。

ウ 消防通信施設整備

消防情報指令システムは、概ね10年で更新が必要になる。消防情報指令システム以外に、新たに災害監視カメラ装置、消防救急無線（デジタル）装置などの保守管理に費用がかかる。

エ 公債費の将来動向

消防庁舎の再整備や消防情報指令システムの更新など、大規模事業の実施により公債費が増加することを見込んでいる。

オ その他

事務用消耗品費、光熱水費の節減に努める。備品は必要性や緊急性を精査した上で購入し、長期間の使用を心がけるなど、費用の削減に努める。

小田原市消防計画

(平成 28 年度～平成 34 年度)

平成 27 年 11 月
小田原市消防本部

はじめに

小田原市消防本部は、昭和23年3月7日に自治体消防として発足して以降、職員の増強、消防施設・車両の整備等、目覚ましい消防体制の発展を遂げて参りました。

しかしながら、昨今の社会情勢は、金融危機に伴う世界経済の枠組の見直しや、地球温暖化に対する再生可能エネルギーへの転換といった世界規模の動きを始めとして、時代は大きく動いています。

また、急速な少子高齢化の進行による人口減少と、それに伴う経済産業や社会保障への対応、地方分権改革の進展等、現代社会は『新しい社会が形成される移行期』にあると言えます。

これらの社会情勢の中、災害においては、新宿区歌舞伎町ビル火災やJR西日本福知山線列車事故のように、従来想定もしていなかったような特殊な災害から、毎年のように大きな被害を及ぼす豪雨災害や突発的に発生する地震災害、茨城県で発生した竜巻災害等、大規模自然災害が各地で発生しています。

特に、平成23年3月11日に発生した日本の観測史上最大の巨大地震による「東日本大震災」では、地震により引き起こされた津波により、多くの生命と財産を奪われました。

この震災では、自主防災組織や消防団員が献身的な活躍をしており、地域防災力の重要性を再認識させられるとともに、住民の防災に対する関心の高まりや不安等、地域住民の安全・安心への希求は高まっています。

多様化する社会情勢の中、「地域住民の皆さんからの安全・安心への負託」に応えていくために、平成25年3月31日に、当時足柄消防組合を構成していた南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町から消防事務を受託し、広域消防として新たなスタートを切ったところです。

今後も、本消防計画を基本指針として、職員各自がより良い組織づくり、消防体制の充実・強化に向け、持続的に取り組み、消防組織強化と地域防災力の向上により、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指していくものとします。

小田原市消防長

もくじ

第1章 基本方針.....	4
1 消防計画の目的.....	5
2 消防計画の位置付け.....	5
3 消防計画の期間.....	6
4 消防を取り巻く環境の変化.....	6
5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合.....	8
6 基本方針.....	11
7 施策体系.....	12
第2章 基本計画.....	14
1 消防組織体制の強化.....	15
1-1 消防組織運営管理事業.....	16
1-1-1 消防組織運営事業.....	16
1-1-2 消防被服等貸与事業.....	17
1-2 消防職員人材育成事業.....	18
1-2-1 消防職員採用事業.....	18
1-2-2 消防職員教育・訓練事業.....	19
1-3 消防施設再編・整備事業.....	21
1-3-1 消防庁舎再整備事業.....	21
1-3-2 消防施設維持管理事業.....	24
1-3-3 消防水利施設等整備事業.....	25
1-3-4 情報通信施設整備事業.....	26
2 災害対応力の充実と強化.....	28
2-1 消防・救助体制の充実と強化事業.....	29
2-1-1 消防車両・装備等整備事業.....	29
2-1-2 広域応援体制強化事業.....	30
2-2 救急・救命体制の充実と強化事業.....	31
2-2-1 救急需要増加対策事業.....	31
2-2-2 救急車両・資機材整備事業.....	32
2-2-3 救急研修・教育事業.....	33
2-2-4 医療機関連携事業.....	34
2-2-5 救命ネットワーク構築事業.....	35
2-3 消防団運営管理事業.....	36
2-3-1 消防団運営管理事業.....	36

2-3-2 消防団広域連携事業.....	37
3 火災予防の推進.....	39
3-1 火災予防体制の充実と強化事業.....	40
3-1-1 火災予防推進事業.....	40
3-1-2 火災原因調査業務強化事業.....	41
3-1-3 予防要員育成強化事業.....	42
第3章 財政計画.....	44
1 消防財政の現状と課題.....	45
1-1 消防費の構成.....	45
1-2 消防運営に係る財源.....	45
1-3 性質別歳出の動向.....	45
1-4 消防予算額及び決算額.....	46
2 消防財政の今後の見通し.....	47
2-1 今後の方向性.....	47
2-2 財政見通し.....	47

歳末火災特別警戒における出陣式実施計画

歳末火災特別警戒を開始するにあたり、消防職団員の士気高揚を図るため、消防署及び消防団の部隊が集結し、出陣式を実施するものである。

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 26 日（土） 19 時 30 分から 概ね 30 分間
- 2 場 所 小田原アリーナ駐車場
(雨天等の場合はサブアリーナ及びサブアリーナ東側通路)
- 3 参加部隊等
消防長、小田原消防署長、消防本部の所属長及び小田原指揮隊、高度救助隊及び栢山消防隊
小田原市消防団長、副団長、分団長及び各分団 5 名
- 4 次 第
 - (1) 人員報告（ブロック部隊長⇒団長、 消防署長⇒消防長）
 - (2) 市長訓示
 - (3) 消防団長訓示
 - (4) 来賓紹介
 - (5) 部隊出動
- 5 その他
式に参加する部隊の災害等への対応については、消防署長の判断による。

